

議案第五号

港区街づくり推進事務手数料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和三年二月十七日

提出者 港区長 武井雅昭

港区街づくり推進事務手数料条例の一部を改正する条例

港区街づくり推進事務手数料条例（平成十二年港区条例第十六号）の一部を次のように改正する。

別表二の部一の項中

当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	二万六千円
--------------------------------------	-------

を

当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	二万六千円
当該部分の床面積の合計が二千平方メートルを超え三千平方メートル以内のもの	二万六千円

に、

建築物の延べ面積が三百平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	二万六千円
-----------------------------------	-------

を

建築物の延べ面積が三百平方メートルを超える千平方メートル以内のもの	建築物の延べ面積が千平方メートルを超える二千平方メートル以内のもの
一万六千円	二万六千円

に、

当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	十八万円
--------------------------------------	------

を

当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの	十三万八千円
当該部分の床面積の合計が千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	十八万円

に、

当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	三十八万四千円
--------------------------------------	---------

を

当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超える千平方メートル以内のもの	三十万円
当該部分の床面積の合計が千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	三十八万四千円

に、

建築物の延べ面積が三百平方メートルを超える二千平方メートル以内のもの	三十八万四千円
------------------------------------	---------

を

建築物の延べ面積が三百平方メートルを超える千平方メートル以内のもの	三十万円
建築物の延べ面積が千平方メートルを超える二千平方メートル以内のもの	三十八万四千円

に改め、同部二の項中

当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	十九万八千円
--------------------------------------	--------

を

当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	九万六千円
--------------------------------------	-------

を

建築物の延べ面積が三百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの	一万千円
建築物の延べ面積が千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	一万八千円

に、

建築物の延べ面積が三百平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	一万八千円
-----------------------------------	-------

を

当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	一万八千円
--------------------------------------	-------

を

当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	七万二千円
当該部分の床面積の合計が千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	九万六千円

に、

当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	一万千円
当該部分の床面積の合計が千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	一万八千円

に、

当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超えるもの	十五万四千円
当該部分の床面積の合計が千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	十九万八千円

に、

建築物の延べ面積が三百平方メートルを超える二千平方メートル以内のもの	十九万八千円
------------------------------------	--------

を

建築物の延べ面積が三百平方メートルを超える千平方メートル以内のもの	十五万四千円
建築物の延べ面積が千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	十九万八千円

に改める。

別表三の部一の項中

当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	二万七千円
-------------------------------------	-------

を

当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	一万六千七百円
当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	二万七千円

に

改め、「以下この項、」を削り、

当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	十四万五千七百円
-------------------------------------	----------

を

当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	一万千八百円
当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上三千平方メートル未満のもの	一万九千円

当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	二十八万四千四百円
当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上三千平方メートル未満のもの	三十六万七千円

当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	十一万七百元
当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上三千平方メートル未満のもの	十四万五千七百円

に、

当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	十万二千円
-------------------------------------	-------

を

に改め、同部二の項中

当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	三十六万七千円
当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上三千平方メートル未満のもの	一万九千円

を

に、

当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	三十六万七千円
-------------------------------------	---------

を

当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	七万七千六百円
当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	十万二千百円

に、

当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	二十五万七千百円
-------------------------------------	----------

を

当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	十九万九千二百円
当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	二十五万七千百円

に改め、同部四の項中「第三十条第一項の」を「第三十五条

第一項の」に、「第三十条第二項」を「第三十五条第二項」に、「第三十条第一項各号」を「

第三十五条第一項各号」に、

当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	二万七千百円
-------------------------------------	--------

を

当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	一万六千七百円
当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	二万七千百円

に、

当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	円 十四万五千七百
-------------------------------------	-----------

を

当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	円 十四万五千七百	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	円 十一万七百
-------------------------------------	-----------	-------------------------------------	---------

に、

当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	円 三十六万七千
-------------------------------------	----------

を

当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	円 二十八万四千四百	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	円 三十六万七千
-------------------------------------	------------	-------------------------------------	----------

に改め、同部五の項中「第三

十一條第一項」を「第三十六條第一項」に、「第三十一條第二項」を「第三十六條第二項」に、「第三十條第二項」を「第三十五條第二項」に、「第三十條第一項各号」を「第三十五條第一

項各号」に、

当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	円 一万九千
-------------------------------------	--------

を

当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上平方メートル未満のもの
十九万九千二百円	二十五万七千円

当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上平方メートル未満のもの
七万七千六百円	十万二千百円

当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上平方メートル未満のもの
一万千八百円	一万九千百円

に、

当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上平方メートル未満のもの
二十万二千百円	二十五万七千円

を

に、

当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上平方メートル未満のもの
十万二千百円	

を

に改め、同部七の項中「第三十六条第一項」を「第四十一条第

当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	三十六万七千七百円
-------------------------------------	-----------

当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	十四万五千七百円
-------------------------------------	----------

「一」項に、

当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	二万七千七百円
-------------------------------------	---------

を

を

を

当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	二十八万四千四百円
当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	三十六万七千七百円

当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	十四万五千七百円
当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	十一万七千七百円

当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	一万六千七百円
当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	二万七千七百円

に、

に、

に改め、同部備考第十四号を

同部備考第十六号とし、同部備考第一号から第十三号までを二号ずつ繰り下げ、同部備考に第一号及び第二号として次の二号を加える。

一 省令第一条第一項第一号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における手数料の額は、建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料にあつては一の項(2)に、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料及び建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更にあつては二の項(2)に、建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料にあつては七の項(2)に掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。

二 省令第一条第一項第一号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合であり、かつ、省令第十条第一号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における手数料の額は、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料にあつては四の項(2)ロに、建築物エネルギー消費性能向上計画変

更認定申請手数料及び建築物エネルギー消費性能向上計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明手数料にあっては五の項(二)2(2)口に掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。

付 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(説 明)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第百六十六号）の施行による建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成二十八年政令第八号）の一部改正及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第四号）の施行による建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）の一部改正に伴い、手数料の規定を整備するため、本案を提出いたします。